

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による休業補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日、A県B市所在のC会社D支店（以下「会社」という。）に契約社員として雇用され、インテリアコーディネーターの業務に従事していた。

請求人は、平成〇年〇月に会社内でいじめや嫌がらせを受けたとして、同年〇月〇日Eクリニックに受診し「統合失調症」と診断され、平成〇年〇月まで通院した。

請求人によれば、平成〇年〇月、請求人は、会社内の相談窓口で「会社の内外で上司や同僚から暴言を浴びせられたり、嫌がらせを受けた。」「平成〇年〇月に気管支喘息を発症したが、上司や同僚からの増加する嫌がらせにより悪化した。」などと申し立てたため、産業医から精神科の受診を勧められたが、同意せず、平成〇年〇月、会社から職務に耐え得る状況にないと判断され、出勤停止となったという。

請求人は、同年〇月〇日、F病院に受診し「統合失調症」と診断された。

請求人は、精神障害を発病したのは業務上の事由によるものであるとして、監督署長に休業補償給付を請求したところ、監督署長は、請求人に発病した精神障害は業務上の事由によるものとは認められないとして、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

## 第2 再審査請求の理由

(略)

## 第3 原処分庁の意見

(略)

## 第4 争点

本件の争点は、請求人に発病した精神障害が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

## 第5 審査資料

(略)

## 第6 事実の認定及び判断

### 1 当審査会的事実の認定

(略)

### 2 当審査会の判断

(1) 請求人に発病した精神障害及び発病時期について、労働局地方労災医員協議会精神障害等専門部会（以下「専門部会」という。）は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、「請求人は、遅くとも専門医療機関であるEクリニックを受診した平成〇年〇月〇日頃にはICD-10診断ガイドラインに照らし『F20 統合失調症』を発病し、請求人が発病日であると申し立てる平成〇年〇月頃において症状は寛解には至っていないものと考えられる。」と述べている。

当審査会としても、本件の資料からみられる請求人の症状及び経過等に鑑み、専門部会の意見は妥当なものであり、請求人は平成〇年〇月〇日頃に、ICD-10診断ガイドラインの「F20 統合失調症」（以下「本件疾病」という。）を発病したものと判断する。

(2) ところで、心理的負荷による精神障害等の業務上外の認定については、厚生労働省労働基準局長が「心理的負荷による精神障害の認定基準について」（平成23年12月26日付け基発1226第1号。以下「認定基準」という。）を策定しており、当審査会としても、その取扱いを妥当なものであると考えること

から、以下、認定基準に基づき検討する。

(3) 請求人の本件疾病発病前おおむね6か月間の業務における心理的負荷の対象となる出来事についてみると、次のとおりである。

ア 請求人は、「平成〇年〇月〇日までの業務委託契約期間内であっても、その業務内容は契約社員時の仕事とほぼ同じであり、会社との使用従属関係は継続しているものと考えられ、発病日とされた同年〇月〇日の前6か月間には具体的な出来事が認められる」旨主張している。

請求人から提出があった資料等を改めて精査すると、確かに、業務委託契約であることをもって会社との使用従属関係が全く認められないとまではいえない状況もうかがわれるので、以下、この点をも考慮して、請求人が主張する本件疾病発病前6か月間における出来事を検討する。

イ 請求人は、平成〇年〇月〇日当審査会受付の意見書に添付の月間実績表を根拠に平成〇年〇月に89.5時間の時間外労働を行った旨主張している。

当審査会としては、請求人の主張は、必ずしも使用者の指揮監督の下で行われた厳密な意味での「時間外労働時間」と評価することはできないが、その主張をもって認定基準別表1の具体的出来事の「1か月に80時間以上の時間外労働を行った」（平均的な心理的負荷の強度「Ⅱ」）に当てはめても、その心理的負荷の総合評価は「中」程度であり、「強」には至らないと判断する。

ウ また、請求人は、「平成〇年〇月〇日外出先からの帰社時、駐車場で降車中に6針を縫う外傷を負った」旨主張している。

この点、請求人から提出のあった救急外来診療録に、「〇月〇日19時過ぎ、右ひざ打撲、つまずいて転倒」との記載があり、日時に矛盾はあるものの、「転倒して負傷し、救急外来に受診した」ことが認められる。

しかしながら、この診療録の記載を始め本件における資料からは、請求人が重篤な状態にあったことを確認することはできない。

当審査会としては、請求人の主張をもって認定基準別表1の具体的出来事の「重度の病気やけがをした」（平均的な心理的負荷「Ⅲ」）に当てはめても、その負傷の程度が重篤であったとは認められないことから、心理的負荷の総合評価は「強」に至るものでないと判断する。

エ このほか、請求人は、「契約満了が迫ったときに、支店長や同僚に嫌がらせ

を受けた」旨主張しているが、本件における資料からは、請求人が主張する事実を確認することができず、認定基準別表1の具体的出来事に当てはめて評価することはできないと判断する。

オ したがって、当審査会としては、請求人の本件疾病発病前6か月間における業務上の出来事については、請求人の主張を最大限尊重し評価しても、その心理的負荷の全体評価は「中」であって「強」には至らないものと判断する。

(4) なお、請求人は、本件疾病発病後の増悪についても縷々主張しているので、念のため当審査会において、改めて本件における資料を子細に検討したところ、認定基準別表1の「特別な出来事」の類型に示されている「心理的負荷が極度のもの」又は「極度の長時間労働」に該当する事実は認められず、業務上の理由により増悪したとも認められない。

3 以上のおりであるので、請求人に発病した本件疾病は業務上の事由によるものとは認められず、したがって、監督署長が請求人に対してした休業補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これらを取り消すべき理由はない。

よって主文のおり裁決する。